

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【公開番号】特開2017-105862(P2017-105862A)

【公開日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【年通号数】公開・登録公報2017-022

【出願番号】特願2017-61095(P2017-61095)

【国際特許分類】

A 6 1 K 38/22 (2006.01)

A 6 1 P 19/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 37/24

A 6 1 P 19/10

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月10日(2017.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1回当たり200単位のPTH(1-34)又はその塩が週1回投与されることを特徴とする、PTH(1-34)又はその塩を有効成分として含有する、椎体骨折抑制剤であって、下記(1)～(3)の全ての条件を満たす骨粗鬆症患者を対象とする、椎体骨折抑制剤；

(1)年齢が65歳以上である

(2)既存の椎体骨折がある

(3)骨密度が若年成人平均値の80%未満である、および/または、骨萎縮度が萎縮度Ⅰ度以上である。

【請求項2】

24週を超過する期間にわたり投与される、請求項1に記載の椎体骨折抑制剤。

【請求項3】

48週を超過する期間にわたり投与される、請求項1に記載の椎体骨折抑制剤。

【請求項4】

48週を超過する期間にわたり投与されることにより新規椎体骨折抑制が実質的に完全化されることを特徴とする、請求項1に記載の椎体骨折抑制剤。

【請求項5】

72週後の相対リスク減少率が78.6%であることを特徴とする、請求項1に記載の椎体骨折抑制剤。

【請求項6】

前記投与が皮下注射投与である、請求項1～5のいずれか1項に記載の椎体骨折抑制剤。